

三原市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和7年8月25日(月) 午後2時00分

場所 三原市役所3階 会議室301・会議室302

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員16名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	—	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
		14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	—
19番	兼光 一美				

欠席委員

7番	平木 時治	18番	井長 哲
----	-------	-----	------

3. 議事録署名人

10番	山本 明雄	17番	佐々木 豊彦
-----	-------	-----	--------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主査 茂見 鉄平

5. 審議事項

第44号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第45号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第46号議案	農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第47号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第48号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第49号議案	農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第50号議案	非農地証明申請について
第51号議案	農用地利用集積等促進計画案について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は18名中、16名で定足数に達しておりますので、第8回総会は成立しております。なお、7番 平木委員、18番 井長委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、10番 山本委員、17番 佐々木委員を指名します。

議長 これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第44号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第8第51号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

- 議 長 日程第 8 第 51 号議案を上程します。
「農用地利用集積等促進計画案」について、三原市長からの諮問です。
第 51 号議案に係る、資料 51 の第 1 番から第 26 番について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書 11 ページをご覧ください。第 51 号議案 農用地利用集積等促進計画の案
について説明します。
この農用地利用集積等促進計画の案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設
定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定により農業委員
会の意見を求めるものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案中段の地域別面積集計の
とおりで、
三原地域から小坂町〇〇 ほか 5 筆 面積 11,139 ㎡
本郷地域から本郷町船木〇〇 ほか 5 筆 面積 12,635 ㎡
久井地域から久井町泉〇〇 ほか 4 筆 面積 3,425 ㎡
大和地域から大和町大草〇〇 ほか 8 筆 面積 13,187 ㎡
全体で、合計 26 筆、面積 40,386 ㎡が提出されています。
農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 51 に記載のとおりです。
以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
- 議 長 次に、日程第 1 第 44 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 81 件から第 90 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 1 ページをご覧ください。
第 44 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
第 81 件は、〇〇から、東京都世田谷区の〇〇が、須波西 2 丁目〇〇外 2 筆 地目：畑 合
計 492.05 ㎡について、隣接地に住宅を建築して転入予定であり、併せて農地を譲り受けて新
規就農するものです。なお、譲受人は、住宅建築後、来年 3 月頃に転入し、営農を開始する予
定であり、それまでの間は、現地の知人が農地を保全管理することとなっております。
第 82 件は、〇〇から、小坂町の〇〇が、小坂町〇〇 地目：畑 90 ㎡を、居住地から近く、
相手方の要望を受け、譲り受けるものです。
第 83 件は、〇〇及び〇〇から、和田 1 丁目の〇〇が、沼田東町末広〇〇 地目：田 1,864
㎡を、農地を譲り受けて新規就農するものです。
第 84 件は、〇〇から、沼田西町の〇〇が、沼田西町惣定〇〇外 2 筆 地目：田 2 筆、畑 1
筆 合計 1,721 ㎡を、居住地及び経営地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるもの
です。
第 85 件は、〇〇、〇〇及び〇〇から、鷺浦町の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇外 2 筆 地目：
畑 合計 50,766 ㎡を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。譲受
人は、約 2ha の農地を経営しており、更に約 5ha の農地を取得するものですが、既存農地の整
備と作付けも進んでおり、必要な労働力の確保についても、世帯員のほか、島外からの農業体
験希望者等を募ったり、地域おこし協力隊の協力を得るなどの仕組みを整えており、更に経営
地を拡大して多様な作物の栽培を試みたいとの意向があったことから、この度許可申請を行っ
たものです。
第 86 件は、〇〇から、本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 891 ㎡を、居住地か
ら近く、耕作に便利であり、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 87 件は、〇〇から、本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇外 3 筆 地目：田 2 筆、畑 2 筆 合計 909 m²を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 88 件は、〇〇から、久井町の〇〇が、久井町泉〇〇外 1 筆 地目：田 1 筆、畑 1 筆 合計 2,760 m²を、居住地から近く、相手方の要望を受け譲り受けるものです。

第 89 件は、〇〇から、久井町の〇〇が、久井町坂井原〇〇外 2 筆 地目：田 合計 5,732 m²を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため、借入地等を譲り受けるものです。

第 90 件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 1,323 m²を、居住地から近く、耕作に便利であるため、譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議 長

補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 3 条の規定による許可申請、第 81 件から第 90 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 2 第 45 号議案を上程します。

農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 15 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 4 ページをお開きください。第 45 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 15 件は、〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：畑 153 m²について、墓地に転用するもので、内容は、集合墓 33 基、墓石 1 基、供養塔 1 基、駐車場 2 区画です。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地の一部を墓地に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

申請地の農地区分は、第 2 種農地です。

許可基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第 4 条第 6 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議 長

補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法第 4 条の規定による許可申請、第 15 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第3 第46号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書5ページをお開きください。第46号議案 農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
第1件は、有限会社〇〇から申請のあった、農地改良の一時転用許可に係る履行延期申請です。
本案件は、令和6年2月7日付けで転用許可を受けた、本郷町善入寺〇〇ほか4筆 地目：田 合計8,243㎡について、大雨の都度崩落箇所が各地で発生し、修復や再発防止等の対応に想定外の期間を要したことで、計画通りの土砂搬入ができず、当該案件の工期を延期せざるを得なくなったため、履行延期承認申請を提出されたものです。
履行延期期限は、令和9年1月21日までです。
農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第1件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第4 第47号議案を上程します。
農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について、第5件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書6ページをお開きください。第47号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第5件は、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇)について、当初、株式会社〇〇が、令和7年5月23日付で分譲宅地として農地法第5条許可を受けた土地を、この度、〇〇が購入し、住宅を建築することとなりましたが、土地区画整理事業施行中により、地目変更が行えないため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。
事業計画変更後の農地転用については、この後、第48号議案 農地法第5条の規定による許可申請第90件においてご審議いただきます。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第5件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第5 第48号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第81件から第91件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページから8ページをご覧ください。第48号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第81件は、〇〇から、〇〇が、須波2丁目〇〇 地目：畑 436㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場2区画です。

第82件と第83件についてはいずれも譲受人が所有する土地への進入路として転用する案件のため併せて説明します。

第82件は、〇〇から、〇〇が、深町〇〇 地目：田 15㎡について、

第83件は、〇〇から、〇〇が、深町〇〇 地目：畑 29㎡について、所有権の移転を受け、譲受人が所有する土地への進入路に転用するものです。

なお、第82件と第83件ともに、転用の許可を得ることなく、申請地を譲受人が所有する土地への進入路に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第84件と第85件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するものであるため、合わせて説明します。

第84件は、譲渡人〇〇、深町〇〇ほか1筆 地目：田 合計975㎡について、太陽光パネル200枚、3棟を設置するものです。

第85件は、譲渡人〇〇、深町〇〇ほか1筆 地目：田 合計825㎡について、太陽光パネル182枚、11棟を設置するものです。発電量はすべて49.5kW規模です。

第86件及び第87件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用する同一事業であるため、合わせて説明します。

第86件は、譲渡人〇〇、沼田3丁目〇〇 地目：田 464㎡、

第87件は、譲渡人〇〇、沼田3丁目〇〇 地目：田 600㎡、合計1,064㎡に太陽光パネル142枚、10棟を設置するもので、発電量は49.5kW規模です。

第88件は、〇〇から、宗教法人〇〇が、幸崎能地5丁目〇〇ほか1筆 地目：田及び畑 合計1,071.83㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場18区画です。

第89件は、〇〇から、〇〇株式会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 256㎡について、所有権の移転を受け、ホテル敷地に転用するもので、内容はホテル内園庭です。

第90件は、先ほど第47号議案の第5件において事業計画変更をご審議いただいた件で、株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 258㎡(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇 165.30㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場3区画です。

第91件は、〇〇から、宗教法人〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：畑 182㎡について、所有権の移転を受け、植樹の用に供するため転用するもので、内容は、桜6本です。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、譲渡人が植樹の用に供し、転用していることから、始末書を求め、提出されています。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第81件及び第90件が第3種農地で、その他の案件は第2種農地です。

許可基準については、第81件及び第90件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議 長

補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第81件から第91件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第6 第49号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第3件から第4件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書9ページをお開きください。第49号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
第3件と第4件はともに、株式会社〇〇から申請のあった、太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請であるため、併せて説明します。
第3件は、令和5年7月14日付けで転用許可を受けた、沼田西町松江〇〇ほか2筆 地目：田 合計1,298㎡について、第4件は、令和5年8月25日付けで転用許可を受けた、本郷町南方〇〇ほか1筆 地目：畑 合計794㎡について、共に発電設備等の価格高騰により当初予算での部材調達に遅れが生じ、当該案件の工期を延期せざるを得なくなったため、履行延期承認申請を提出されたものです。
履行延期期限は、第3件が令和8年7月13日、第4件が令和7年11月20日までです。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第3件から第4件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第7 第50号議案を上程します。
非農地証明申請について、第28件から第29件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書10ページをご覧ください。第50号議案 非農地証明申請について説明します。
第28件は、〇〇から、須波西2丁目〇〇 地目：畑 175㎡について、昭和55年に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。
第29件は、〇〇から、久井町吉田〇〇外2筆 地目：田1筆、畑2筆 合計778㎡について、平成7年以前に住宅及び納屋を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。
申請地の農地区分は、第28件が第3種農地で、第29件が第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議 長 補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第 28 件から第 29 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 10 件
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 2 件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1 件
○取消願 1 件
○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1 件

2 その他
○今後の日程
令和 7 年第 9 回定例総会 9 月 25 日(木) 14 時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 35 分

令和 7 年 9 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上